

第1章 人 事

○鯖江広域衛生施設組合職員定数条例

（昭和58年5月26日）
（条例第6号）

改正 平成19年4月1日条例第2号

（定義）

第1条 この条例で職員とは、組合に常時勤務する一般職の職員（臨時の職の者を除く。）をいう。

（定数）

第2条 職員の定数は、31人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。